

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-264)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

道北見方面公安委員会告示

○警備業法第16条の2の規定に基づく指定医の指定..... 256

道警察本部告示

○交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の一部改正..... 256

目次

規 則

- 児童福祉法施行細則及び北海道児童福祉施設費用徴収規則の一部を改正する規則
..... (子ども未来づくり推進室) 235
- 薬事法施行細則の一部を改正する規則..... (医務薬務課) 235
- 臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行細則及び医療法施行細則の一部を改
正する規則..... (医務薬務課) 237

告 示

- 一般競争入札の実施..... (総合企画部総務課) 244
- 有害興行の指定..... (生活文化・青少年室) 245
- 道営土地改良事業計画の決定..... (土地改良指導課) 245
- 道営土地改良事業変更計画の決定..... (土地改良指導課) 245
- 土地改良事業の計画変更の協議の適否の決定..... (土地改良指導課) 245
- 土地改良区の役員の就任及び退任の届出..... (土地改良指導課) 245
- 道営土地改良事業の工事の完了..... (土地改良指導課) 246
- 漁港の区域の変更..... (漁港漁村課) 246
- 農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定..... (治山課) 246
- 知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更..... (治山課) 247
- 道路の供用の開始..... (道路整備課) 248
- 道路の区域の変更及び供用の開始..... (道路整備課) 249
- 開発登録簿閲覧所の設置及び閲覧規則の決定の一部改正..... (都市環境課) 249

支庁告示

- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了..... 250

道立札幌肢体不自由児総合療育センター告示

- 一般競争入札の資格に関する公示..... 250
- 一般競争入札の実施 (2件)..... 251

道教育庁石狩教育局告示

- 特定調達契約に係る入札の公告..... 253

道選挙管理委員会告示

- 政治団体の収支報告書の要旨の公表の一部訂正 (2件)..... 254

規 則

児童福祉法施行細則及び北海道児童福祉施設費用徴収規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

平成16年3月30日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第30号

児童福祉法施行細則及び北海道児童福祉施設費用徴収規則の一部を改正する規則
(児童福祉法施行細則の一部改正)

第1条 児童福祉法施行細則(昭和32年北海道規則第128号)の一部を次のように改正する。

第12条の6第1項中「指定国立療養所等」を「指定医療機関」に改める。

(北海道児童福祉施設費用徴収規則の一部改正)

第2条 北海道児童福祉施設費用徴収規則(昭和62年北海道規則第18号)の一部を次のよう
に改正する。

第2条第2号及び別表第2末尾欄外注3の事項中「入所させる指定国立療養所等」を
「入院させる指定医療機関」に改める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

薬事法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年3月30日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第31号

薬事法施行細則の一部を改正する規則

薬事法施行細則(昭和36年北海道規則第27号)の一部を次のように改正する。

第11条を次のように改める。

(権限の委任)

第11条 次に掲げる事務は、保健所長に委任する。

(1) 法第5条第1項の規定による薬局開設の許可に関すること。

(2) 法第5条第2項の規定による薬局開設の許可の更新に関すること。

空欄(中) 吸い殻などのポイ捨てをなくし、みんなでクリーンな北海道をつくっていきましょう。

- (3) 法第8条第3項ただし書（法第27条において準用する場合を含む。）の規定による薬局等の管理等の兼務の許可に関する事。
- (4) 法第10条（法第38条及び第40条において準用する場合を含む。）の規定による薬局、医薬品の販売業又は医療用具の販売業若しくは賃貸業に係る休業等届出の受理に関する事。
- (5) 法第12条第1項の規定による政令第15条の4第1項第1号に規定する医薬品（以下この条において「薬局製造医薬品」という。）の製造業の許可に関する事。
- (6) 法第12条第3項の規定による薬局製造医薬品の製造業の許可の更新に関する事。
- (7) 法第13条第3項（法第18条第2項において準用する場合を含む。）の規定による書面による調査又は実地の調査に関する事。
- (8) 法第14条第1項の規定による政令第15条の4第1項第2号に規定する医薬品（以下この条において「特定薬局製造医薬品」という。）の製造の承認に関する事。
- (9) 法第14条第7項の規定による特定薬局製造医薬品の製造に係る承認事項の変更の承認に関する事。
- (10) 法第14条の5の3第3項の規定による承認取得者の地位承継の届出の受理に関する事。
- (11) 法第18条第1項の規定による薬局製造医薬品の製造品目の変更等の許可に関する事。
- (12) 法第19条の規定による薬局製造医薬品の製造所の休業等届出の受理に関する事。
- (13) 法第24条第1項の規定による医薬品の販売業の許可（法第28条第2項に規定する試験に係る事務を除く。）に関する事。
- (14) 法第24条第2項の規定による医薬品の販売業の許可の更新に関する事。
- (15) 法第26条第3項ただし書の規定による医薬品の販売等の相手方の変更の許可に関する事。
- (16) 法第32条の規定による配置販売業者等の従事の届出の受理に関する事。
- (17) 法第33条第1項の規定による配置販売業者等に対する身分証明書の交付に関する事。
- (18) 法第39条第1項の規定による医療用具の販売業又は賃貸業の届出の受理に関する事。
- (19) 法第68条の10の規定による生物由来製品の販売業者若しくは賃貸業者、特定医療関係業者若しくは薬局の管理者又は病院若しくは診療所の管理者に対する指導及び助言に関する事。
- (20) 法第69条第1項の規定による医薬品、医薬部外品、化粧品若しくは医療用具の製造業者、輸入販売業者若しくは国内管理人又は法第77条の5第4項の委託を受けた者に対する報告の徴収、立入検査又は質問に関する事。ただし、知事が自らその権限を行うことを妨げるものではない。
- (21) 法第69条第2項の規定による薬局開設者、医薬品の販売業者又は医療用具の販売業者若しくは賃貸業者に対する報告の徴収、立入検査又は質問に関する事。ただし、知事

- が自らその権限を行うことを妨げるものではない。
- (22) 法第69条第3項の規定による薬局開設者、病院若しくは診療所の開設者、医薬品、医薬部外品、化粧品若しくは医療用具の製造業者、輸入販売業者若しくは販売業者、医療用具の賃貸業者、国内管理人その他医薬品等を業務上取り扱う者又は法第77条の5第4項の委託を受けた者に対する報告の徴収、立入検査、質問又は収去に関する事。ただし、知事が自らその権限を行うことを妨げるものではない。
 - (23) 法第70条第1項の規定による医薬品等を業務上取り扱う者に対する医薬品等の廃棄等の措置の命令に関する事。ただし、知事が自らその権限を行うことを妨げるものではない。
 - (24) 法第70条第2項の規定による医薬品等の廃棄等の処分に関する事。ただし、知事が自らその権限を行うことを妨げるものではない。
 - (25) 法第71条の規定による医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療用具の製造業者又は輸入販売業者に対する検査の受検の命令に関する事。ただし、知事が自らその権限を行うことを妨げるものではない。
 - (26) 法第72条第1項の規定による医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療用具の製造業者又は輸入販売業者に対する構造設備の改善命令又は使用禁止に関する事。ただし、知事が自らその権限を行うことを妨げるものではない。
 - (27) 法第72条第2項の規定による薬局開設者、医薬品の販売業者又は医療用具の販売業者若しくは賃貸業者に対する構造設備の改善命令又は使用禁止に関する事。
 - (28) 法第72条の2の規定による薬剤師の増員の命令に関する事。
 - (29) 法第73条の規定による薬局製造医薬品の製造業、薬局又は医薬品の一般販売業の管理者の変更の命令に関する事。
 - (30) 法第74条の規定による配置員の配置販売の業務の停止の命令に関する事。
 - (31) 法第74条の2第1項の規定による特定薬局製造医薬品の製造の承認の取消しに関する事。ただし、知事が自らその権限を行うことを妨げるものではない。
 - (32) 法第74条の2第2項の規定による特定薬局製造医薬品の製造に係る承認事項の変更の命令に関する事。ただし、知事が自らその権限を行うことを妨げるものではない。
 - (33) 法第74条の2第3項の規定による特定薬局製造医薬品の製造の承認の取消し又は承認事項の変更の命令に関する事。ただし、知事が自らその権限を行うことを妨げるものではない。
 - (34) 法第75条第1項の規定による薬局製造医薬品の製造業、薬局開設、医薬品の販売業又は医療用具の販売業若しくは賃貸業の許可の取消し又は業務の停止命令に関する事。
 - (35) 法第76条の規定による法第5条第2項の規定による許可、法第12条第3項の規定による薬局製造医薬品の製造業の許可又は第24条第2項の規定による許可の更新の拒否に係る通知並びに弁明及び証拠の提出の機会の付与に関する事。

- (36) 法第77条の4の3の規定による薬局製造医薬品の回収の報告の受理に関すること。
- (37) 法第77条の6の規定による特定医療用具の販売業者若しくは賃貸業者又は特定医療用具を取り扱う医師その他の医療関係者に対する指導及び助言に関すること。
- (38) 政令第1条の2の規定による総取扱処方せん数の届出の受理に関すること。
- (39) 政令第1条の4の2第1項の規定による薬局製造医薬品の製造業の許可証の交付に関すること。
- (40) 政令第1条の4の3第1項の規定による薬局製造医薬品の製造業の許可証の書換え交付に関すること。
- (41) 政令第1条の4の4第1項の規定による薬局製造医薬品の製造業の許可証の再交付に関すること。
- (42) 政令第1条の4の4第4項の規定による薬局製造医薬品の製造業の許可証の返納の受理に関すること。
- (43) 政令第1条の4の5第1項の規定による薬局製造医薬品の製造業の許可証の返納の受理に関すること。
- (44) 政令第1条の4の6第1項の規定による薬局製造医薬品の製造業の許可台帳の備付け等に関すること。
- (45) 政令第1条の4の7第1項の規定による特定薬局製造医薬品の製造の承認台帳の備付け等に関すること。
- (46) 政令第2条第1項の規定による薬局開設又は医薬品の販売業の許可証の交付に関すること。
- (47) 政令第2条第2項の規定による法第26条第3項ただし書の規定による許可証の交付に関すること。
- (48) 政令第3条第1項の規定による薬局開設又は医薬品の販売業の許可証の書換え交付に関すること。
- (49) 政令第4条第1項の規定による薬局開設又は医薬品の販売業の許可証の再交付に関すること。
- (50) 政令第4条第3項の規定による薬局開設又は医薬品の販売業の許可証の返納の受理に関すること。
- (51) 政令第4条の2の規定による薬局開設又は医薬品の販売業の許可証の返納の受理に関すること。
- (52) 政令第4条の3の規定による薬局開設又は医薬品の販売業の許可台帳の備付け等に関すること。
- (53) 政令第6条の規定による薬種商として必要な知識経験を有する者の基準に係る認定に関すること。
- (54) 政令第7条第3号の規定による配置販売業者として必要な知識経験を有する者の基準

- に係る認定に関すること。
- (55) 省令第1条第3項（省令第29条第2項において準用する場合を含む。）の規定による薬局開設等の許可申請の添付書類に係る認定に関すること。
- (56) 省令第12条第4項（省令第26条第3項、第29条の3及び第33条において準用する場合を含む。）の規定による薬局開設、薬局製造医薬品の製造品目又は医薬品の販売業に係る変更届出の添付書類に係る認定に関すること。
- (57) 省令第14条第3項の規定による薬局製造医薬品の製造業の許可申請の添付書類に係る認定に関すること。
- (58) 省令第29条の6第1項の規定による法第26条第3項ただし書の規定による許可に係る販売先等の変更等の届出の受理に関すること。
- (59) 省令第30条第3項の規定による薬種商販売業の許可申請の添付書類に係る認定に関すること。
- (60) 省令第40条の規定による品目の変更又は追加に関すること。
- (61) 省令第62条の15の規定による薬局開設者、薬局製造医薬品の製造業者、医薬品の販売業者又は医療用具の販売業者若しくは賃貸業者に対する理由の通知に関すること。
- (62) 第7条第1項の規定による配置販売業者等の身分証明書の書換え交付に関すること。
- (63) 第8条第1項の規定による配置販売業者等の身分証明書の再交付に関すること。
- (64) 第9条の規定による配置販売業者等の身分証明書の返納の受理に関すること。

別記第1号様式から別記第3号様式までの規定中「北海道知事 様」を「北海道知事 保健所長 様」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にされている申請その他の行為でこの規則の施行の日においてこれらの行為に係る事務を行うべき者が異なることとなるものの処理については、この規則による改正後の薬事法施行細則（以下「改正後の規則」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の薬事法施行細則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間必要な調整をして使用することを妨げない。

臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行細則及び医療法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年3月30日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第32号

臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行細則及び医療法施行細則の一部を改正する規則

（臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行細則の一部改正）

第1条 臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行細則（昭和46年北海道規則第14号）の一部を次のように改正する。

別記第2号様式の別紙中

放射性同位元素の種類 化学形等	を	放射性同位 元素の種類	核 種 化学形等	に、
--------------------	---	----------------	-------------	----

居住区域及び敷地境界の実効線量を 250 μ Sv/3月以下とする防護措置	有	・	無	を
--	---	---	---	---

居住区域及び敷地境界の実効線量を 250 μ Sv/3月以下とする防護措置	有	・	無	に
使用室、貯蔵施設又は廃棄施設内で 検査従事者等が触れる物の放射性 同位元素の表面密度を法令に定める 表面密度限度以下とする防護措置	有	・	無	

改める。

別記第3号様式中

放射性同位元素の種類 化学形	を	放射性同位 元素の種類	核 種 化学形等	に改める。
-------------------	---	----------------	-------------	-------

別記第5号様式中

廃止した 検体検査用放 射性同位元素 の概要	放射性同位元素の種類	を
	化学形	
	形 状	
	年間使用予定数量(MBq)	
	3月間最大使用予定数量(MBq)	
	1月間最大使用予定数量(MBq)	
最大貯蔵予定数量(MBq)		

廃止した 検体検査用放 射性同位元素 の届出の概要	放射性同位 元素の種類	核 種 化学形等	に改める。
	形 状		
	年間使用予定数量(MBq)		
	3月間最大使用予定数量(MBq)		
	1月間最大使用予定数量(MBq)		
最大貯蔵予定数量(MBq)			

別記第6号様式中

所有していた放射性同位元素の種類及び数量	
----------------------	--

を削る。

（医療法施行細則の一部改正）

第2条 医療法施行細則（昭和46年北海道規則第84号）の一部を次のように改正する。

第4条の3を削る。

第19条を次のように改める。

第19条 削除

第37条ただし書中「第2号、第5号、第9号、第10号、第12号」を「第10号」に改める。

別記第3号様式の3を削る。

別記第18号様式を次のように改める。

別記第18号様式 削除

別記第19号様式の別紙1を次のように改める。

別紙1

エックス線	製 作 者 名		
	型 式		
	台数及びエックス線管球数		台 ・ 管球
	定 格 出 力	撮 影	最大管電圧 (kV) - 管電流 (mA)
			管電圧 (kV) - 最大管電流 (mA)
		透 視	最大管電圧 (kV) - 管電流 (mA)
			管電圧 (kV) - 最大管電流 (mA)
			直接撮影 断層撮影 CT（撮影用・吸収補正用・重ね合わせ用）

エックス線装置の設置の工程	装置の使用条件等	用途	透視用（消化器系・血管系・その他（ ）） 乳房撮影 骨塩定量分析 輸血用血液照射 歯科口内法撮影 歯科用パノラマ断層撮影 移動型・携帯型（直接撮影・CT撮影・透視・口内法撮影） 胸部集検用間接撮影 治療用（表在治疗用・深部治療用） その他（ ）		害の防止に関する構造設備及び予防措置の概要	患者への入射線量率が50mGy/分以下になる構造（高線量率透視制御装置の場合は、125mGy/分以下）	有	無	
	使用場所	エックス線診療室 手術室 病室 ICU等 在宅 検診車 診療用高エネルギー放射線発生装置使用室 診療用放射線照射装置使用室 診療用放射線照射器具使用室 診療用放射性同位元素使用室		警報装置付き透視時間積算タイマー		有	無		
	最大実効稼働負荷	(mAs/週) (mAs/3月)		エックス線管焦点皮膚間距離が30cm以上となる装置又は当該焦点皮膚間距離未滿で照射することを防止するインターロック（手術中に使用する装置のエックス線管焦点皮膚間距離は、20cm以上）		有	無		
	エックス線管の容器及び照射筒の利用線すい以外のエックス線量（空気カーマ率）	定格管電圧50kV以下の治療用エックス線装置	装置の接触可能表面から5cmで1.0mGy/時以下になる構造	有		無	照射野絞り装置	有 無（医療法施行規則第30条第2項第4号イに該当） 無（医療法施行規則第30条第2項第4号ロに該当）	
		定格管電圧50kVを超える治療用エックス線装置	装置の接触可能表面から5cmで300mGy/時以下になる構造 エックス線管焦点から1mで10mGy/時以下になる構造	有		無		受像器を通過したエックス線は、受像器の接触可能表面から10cmで150μGy/時以下になる構造	有
		定格管電圧125kV以下の口内法撮影用エックス線装置	エックス線管焦点から1mで0.25mGy/時以下になる構造	有		無	最大受像面を3.0cmを超える部分を通過したエックス線は、当該部分の接触可能表面から10cmで150μGy/時以下になる構造	有	無
		上記以外のエックス線装置	エックス線管焦点から1mで1.0mGy/時以下になる構造	有		無	防護衣 防護衝立 防護手袋 防護カーテン 防護シート 天井つり下げ型防護板 その他（ ）	有 無（CTエックス線装置に該当） 無（口内法撮影用エックス線装置に該当） 無（乳房撮影用エックス線装置に該当） 無（医療法施行規則第30条第3項第1号イに該当） 無（医療法施行規則第30条第3項第1号ロに該当）	
		コンデンサ式高電圧エックス線装置	充電状態で照射時以外のとき装置の接触可能表面から5cmで20μGy/時以下になる構造	有		無	照射野絞り装置	有 無（CTエックス線装置に該当） 無（口内法撮影用エックス線装置に該当） 無（乳房撮影用エックス線装置に該当） 無（医療法施行規則第30条第3項第1号イに該当） 無（医療法施行規則第30条第3項第1号ロに該当）	
		付加の板	定格管電圧70kV以下の口内法撮影用エックス線装置	mmAl 当量（1.5mm以上）				照射野絞り装置	有 無（CTエックス線装置に該当） 無（口内法撮影用エックス線装置に該当） 無（乳房撮影用エックス線装置に該当） 無（医療法施行規則第30条第3項第1号イに該当） 無（医療法施行規則第30条第3項第1号ロに該当）
	線障	定格管電圧50kV以下の乳房撮影用エックス線装置	mmAl 当量（0.5mm以上） mmMo当量（0.03mm以上）				定格管電圧70kV以下の口内法撮影用エックス線装置	エックス線管焦点皮膚間距離が15cm以上になる構造	有
上記以外のエックス線装置、輸血用血液照射装置及び治療用エックス線装置		mmAl 当量（2.5mm以上）			定格管電圧70kVを超える口内法撮影用エックス線装置	エックス線管焦点皮膚間距離が20cm以上になる構造	有	無	
					歯科用パノラマ断層撮影装置	エックス線管焦点皮膚間距離が15cm以上になる構造	有	無	
					移動型及び携帯型エックス線装置	エックス線管焦点皮膚間距離が20cm以上になる構造	有	無	
					CTエックス線装置	エックス線管焦点皮膚間距離が15cm以上になる構造	有	無	

エックス線診療室の エックス線装置	乳房撮影用エックス線装置（拡大撮影を行う場合に限る。）	エックス線管焦点皮膚間距離が20cm以上になる構造	有 ・ 無	入線障害の防止に関する構造設備及び予防措置の概要	エックス線診療室と画壁等で区画された操作室	無（1000mAs/週以下で使用する口内法撮影用装置） 無（機器から1mで6μSv/時以下の骨塩定量分析装置） 無（機器表面で6μSv/時以下の輸血用血液照射装置） 無（組織内照射治療時）		
	上記及び骨塩定量分析エックス線装置以外のエックス線装置	エックス線管焦点皮膚間距離が45cm以上になる構造	有 ・ 無		操作室がない場合の防護措置	防護衣 防護衝立 防護手袋 防護カーテン 防護シート 天井つり下げ型防護板 その他（ ）		
	移動型及び携帯型エックス線装置並びに手術中に使用するエックス線装置は、エックス線管焦点及び患者から2m以上になる操作構造		有 ・ 無		エックス線診療室である旨を示す標識	有 ・ 無		
	移動型及び携帯型エックス線装置の保管状況	保管場所	エックス線診療室内（室名： ） エックス線診療室外（室名： ）			エックス線障害の防止に必要な注意事項の掲示	有 ・ 無	
		保管場所の施錠			有 ・ 無	出入口のエックス線装置使用中の表示	有 ・ 無	
		保管管理方法	装置のキースイッチの管理 その他（ ）			一室に複数台の装置を備えている場合の同時照射防止措置	有 ・ 無	
	胸部集検用間接撮影エックス線装置	照射野絞り装置	有 無（医療法施行規則第30条第4項第1号ただし書に該当）			診療用放射線照射装置又は診療用放射線照射器具の使用	有（核種、数量： ）・無	
		受像器の一次防護遮へい体は、装置の接触可能表面から10cmの距離において、1ばく射につき1.0μGy以下になる構造			有 ・ 無	照射装置又は照射器具を使用する場合の防護措置	診療室の壁、床等が突起物、くぼみ及び仕上材の目地等の透き間の少ない構造	有 ・ 無
		被照射体周囲の箱状の遮へい物から10cmの距離において、1ばく射につき1.0μGy以下になる構造			有 ・ 無		使用・保管簿の作成	有 ・ 無
					線源の紛失や放置を確認するための放射線測定器		測定器名及び台数：	
治療用エックス線装置	ろ過板が引き抜かれたときにエックス線の発生を遮断するインターロック		有 ・ 無	放射線管理体制を示す組織図	有 ・ 無			
エックス線診療室の エックス線装置	診療室名			放射線管理責任者の選任	有 ・ 無			
	画壁等の材質及び厚さ等	天井		管理区域境界	実効線量を1.3mSv/3月以下とする防護措置	有 ・ 無		
		床			管理区域である旨を示す標識	有 ・ 無		
		壁			管理区域への立入制限措置	有 ・ 無		
	出入口の扉			居住区域及び敷地境界の実効線量を250μSv/3月以下とする防護措置	有 ・ 無			
監視窓		有（ ）・無	入院患者の被ばくする実効線量を1.3mSv/3月以下とする防護措置	有 ・ 無				
画壁等の外側における実効線量を1mSv/週以下とする防護措置		有 ・ 無	放射線診療従事者等の防護措置（放射線防護用具等）	防護衣（ mmPb） 防護衝立（ mmPb） 防護手袋（ mmPb） その他（ ）				
	有 無（箱状の遮へい物を有する胸部集検用間接撮影装置） 無（患者近傍撮影（乳房撮影、近接透視撮影等）時）		放射線診療従事者等の被ばく線量の測定方法	OSL線量計 蛍光ガラス線量計（リング型を含む。） 電子式ポケット線量計 TLD（リング型を含む。）				

				その他 ()	
エックス線診療に 従事する医師、歯 科医師、診療放射 線技師又は診療エ ックス線技師の氏 名及びエックス線 診療に関する経歴	氏 名	職 種	籍登録年月日 及び籍登録番号	エックス線診療に関する経歴	

注意事項

- 1 エックス線診療に従事する医師等の氏名欄には、従事する全員の氏名を記入すること。
- 2 エックス線診療室の室名は、医療法に基づいて許可を受けた室名を記載すること。
- 3 隣接室名、上階及び下階の室名、周囲の状況並びに管理区域の標識の位置を明記したエックス線診療室の平面図及び断面図を添付すること（図面は、エックス線装置の位置、装置から天井、床及び周囲の画壁等の外側までの距離（m）、画壁等の材質及び厚さ並びに縮尺及び方位を記入した縮図とすること。）。
- 4 エックス線診療室と居住区域、敷地境界及び病室の関係が分かる図面を添付すること（図面は、距離、縮尺及び方位を記入した縮図とすること。）。
- 5 移動型エックス線装置（移動型エックス線装置を据え置いて使用する場合を除く。）の場合は、装置周囲の空間線量率分布図と保管場所を明記した図面を添付すること。ただし、手術室で用いる場合には、画壁等の外側における漏えい線量の測定結果も添付すること。
- 6 エックス線診療室の構造設備が法令の基準に適合することを示す計算書を添付すること（移動型エックス線装置を据え置いて使用する場合を含む。）。
- 7 エックス線診療室で診療用放射線照射装置又は診療用放射線照射器具を使用する場合には、放射線管理体制を示す組織図と放射線管理責任者の所属、職種及び氏名を記載した書面を添付すること。

別記第20号様式の別紙その1中

「照射直後の不必要な放射線からの被ばくを低減する防護措置」を「照射終了直後の不必要な放射線からの被ばくを低減する防護措置」に、

「
関用診
す室療
る又用
構は高

「
造用診
設室療
備等用
及の高

「
造手エ
設術ネ
備室ル
及のギ
び放ー
予射放
防線射
措障線
置害発
の生装
の置
要止置
に使

を

「
び放エ
予射ネ
防線ル
措障ギ
置害ー
の放
の射
概止線
要に発
生装
置使

に改め、同末尾欄外注意事項1の事項中「装置」を「診療

用高エネルギー放射線発生装置」に改め、同注意事項2の事項中「診療用高エネルギー放射線発生装置使用室」を「診療用高エネルギー放射線発生装置使用室等」に改め、「又は手術室」を削り、同注意事項4の事項中「移動型装置」を「移動型診療用高エネルギー放射線発生装置」に改め、同様式の別紙その2中

「放射性同位元素の種類及び物理的半減期」を「放射性同位元素の種類（核種）」に、

「
体腔内」を「腔内又は組織内照射による」に、「血管内」を「血管内照射による」に改め、同末尾欄外注意事項1の事項中「装置」を「診療用放射線照射装置」に改め、同注意事項2の事項中「診療用放射線照射装置使用室、放射線治療病室及び貯蔵施設」を「診療用放射線照射装置使用室等」に、「使用室等」を「診療用放射線照射装置使用室等」に改め、同注意事項3の事項中「診療用放射線照射装置使用室、放射線治療病室及び貯蔵施設」を「診療用放射線照射装置使用室等」に改め、同様式の別紙その3中

「放射性同位元素の種類及び物理的半減期」を「放射性同位元素の種類（核種）及び物理的半減期」に

改め、「血管内放射線治療用（³²P、⁹⁰Sr-⁹⁰Y、⁹⁰Y）」を削り、

「
診療用放射線照射器具使用室
放射線治療病室
診療用放射性同位元素使用室
エックス線診療室（室名）
手術室 ICU・CCU

を

「
診療用放射線照射器具使用室
放射線治療病室

「断面図」に改め、同様式の別紙その5中

放射性同位元素の種類
化学形等

を

放射性同位元素の種類
核種
化学形等

に、

診療用放射性同位元素使用室
放射線治療病室 手術室
ICU・CCU

を

診療用放射性同位元素使用室
放射線治療病室 手術室 ICU CCU

に、

人が常時立ち入る場所で放射線診療従事者等が触れる物の放射性同位元素の表面密度を医療法施行規則第30条の26第6項に定める表面密度限度以下とする防護措置

を

診療用放射性同位元素使用室、貯蔵施設、廃棄施設又は放射線治療病室内で放射線診療従事者等が触れる物の放射性同位元素の表面密度を医療法施行規則第30条の26第6項に定める表面密度限度以下とする防護措置

に、

手術室、ICU等で一時的に使用する場の防護措置及び汚染防止措置	他の患者の被ばくする実効線量を100 μ Sv/週以下とする措置	有 ・ 無
	汚染検査に必要な放射線測定器	有（測定器名・台数： ） ・ 無
	汚染除去に必要な器材	有（ ） ・ 無
	汚染のおそれのある壁、床等が平滑で、気体・液体が浸透しにくくかつ腐食しにくい構造	有 ・ 無
	放射線管理体制を示す組織図	有 ・ 無
	放射線管理責任者の選任	有 ・ 無

を

手術室、ICU、CCUで一時的に使用する場の防護措置及び汚染防止措置	他の患者の被ばくする実効線量を100 μ Sv/週以下とする措置	有 ・ 無
	汚染検査に必要な放射線測定器	測定器名及び台数：
	汚染除去に必要な器材	具体的に：
	汚染のおそれのある壁、床等が平滑で、気体・液体が浸透しにくくかつ腐食しにくい構造	有 ・ 無
	放射線管理体制を示す組織図	有 ・ 無
	放射線管理責任者の選任	有 ・ 無

に改め、同末尾欄外注意事項2の事項中「診療用放射性同位元素使用室、放射線治療病室、貯蔵施設及び廃棄施設」を「診療用放射性同位元素使用室等」に改め、同注意事項6の事項中「診療用放射性同位元素使用室で診療用放射線照射装置又は診療放射線照射器具を使用する場合及び診療用放射性同位元素を手術室、ICU等で一時的に使用する場合には、」を削る。

別記第24号様式中

放射性同位元素の種類 型 式	を	放射性同位元素の種類（核種） 型 式	に、
放射性同位元素の種類 化学形	を	放射性同位元素の種類 核種 化学形等	に改める。

第25号様式中「第25号様式」を「別記第25号様式」に、「診療用エックス線装置」を「エックス線装置」に改める。

第27号様式中「第27号様式」を「別記第27号様式」に、

装備していた放射性同位元素の種類及び廃止時の放射性同位元素の数量（MBq）を

「

装備していた放射性同位元素の種類(核種)
及び廃止時の放射性同位元素の数量(MBq)

」に改める。

第27号様式の2中「第27号様式の2」を「別記第27号様式の2」に、

「

放射同位元素の種類
化学形

」を「

放射同位	核	種
元素の種類	化学形等	

」に改め

る。

別記第28号様式中

「

所有していた放射性同位元素の種類及び数量	
----------------------	--

」

を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

北海道告示第345号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成16年3月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

パーソナルコンピュータ 23台

大判プリンタ・プロッタ 1台

カラーレーザプリンタ 1台

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。

(3) 納 入 期 日 平成16年4月28日（水）

(4) 契 約 期 間 平成16年4月28日から平成17年3月31日まで。ただし、予算の範囲内で、平成21年4月27日を限度に当該契約期間を延長することが有り得る。

(5) 納 入 場 所 北海道総合企画部総務課、科学技術振興課、情報基盤課、土地水対策課、地域政策課、経済調査課、統計課及び交通企画課

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成15年北海道告示第17号又は平成16年北海道告示第5号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (4) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載のハードウェア要件等を満たしていることを証明した者であること。

3 契約条項を示す場所

札幌市中央区北3条西6丁目 北海道総合企画部総務課

4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入 札 場 所 札幌市中央区北3条西7丁目
北海道庁別館4階 石狩支庁大会議室
- (2) 入 札 日 時 平成16年4月9日（金）午前11時
- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

5 入 札 保 証 金

入札保証金は、免除する。

6 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 3に同じ。
- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

7 郵便等による入札

郵便等又は電報による入札は、認めない。

8 落札者の決定方法

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 契約書作成の要否

要

10 入札参加申込書の提出

入札参加希望者は、次により所定の入札参加申込書を提出すること。

- (1) 提 出 期 限 平成16年4月7日（水）
- (2) 提 出 場 所 3に同じ。

11 そ の 他

- (1) 開札の時に於いて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各

号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者届出書を提出すること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道総合企画部総務課
イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北3条西6丁目
電話番号 011 - 231 - 4111 内線 23 - 116

(4) この入札の執行は、公開する。

(5) 詳細は、入札説明書による。

北海道告示第346号

北海道青少年保護育成条例（昭和30年北海道条例第17号）第4条第1項の規定により、次の興行を有害興行として指定する。

平成16年3月30日

北海道知事 高橋 はるみ

興行の種類	興行の題名	制作会社又は配給会社	指定の指定の理由
映画	激生ソープ 熟乳泡まみれ	オービー映画	著しく粗暴性を助長し、性的感情を刺激し、又は道義心を傷つけるもの等であって、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるため
同	せつないかもしれない	同	
同	究極性感 恥穴えぐり	同	
同	令嬢姉妹飼育	新東宝映画	
同	令嬢姉妹飼育2 性奴隷	同	
同	犬小屋の妻 発情しました	新日本映像	
同	欲情義母 息子を喰う	同	
同	セックス調査団	ニューセレクト	
同	マゾ麗奴 囚われて	オービー映画	
同	淫乱なる一族 第一章 痴人たちの戯れ	新東宝映画	

北海道告示第347号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、道営土地改良（武徳北地区水田農業振興緊急整備（暗きょ））事業の土地改良事業計画を定めた。

その関係書類は、北海道上川支庁に備え置いて、平成16年3月31日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成16年3月30日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第348号

道営土地改良（西達布北部地区畑地帯総合整備〔一般型〕（農業用排水、農道、区画整理、暗きょ））事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道上川支庁に備え置いて、平成16年3月31日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成16年3月30日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第349号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、赤井川村の行う土地改良（落合地区維持管理）事業の土地改良事業計画の変更の協議について審査の結果、適当と決定した。

その関係書類は、北海道後志支庁に備え置いて、平成16年3月31日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成16年3月30日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第350号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、雨竜土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があった。

平成16年3月30日

北海道知事 高橋 はるみ

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏名	住 所
就 任	平成16. 2. 14	理 事	西川 俊博	雨竜郡雨竜町字中島63番地180
同	同	同	能 祖 薫	同 字尾白利加16番地332
同	同	同	川 越 慎 治	同 字恵岱別1819番地
同	同	同	香 川 烈	同 字オシラリカ1番地150

就任	平成16. 2.14	理事	鳥井 一夫	雨竜郡雨竜町字伏古45番地113
同	同	同	吉本 周治	同 字恵岱別208番地305
同	同	監事	佐々木 芳雄	同 字恵岱別1036番地11
同	同	同	小嶋 栄一	同 字尾白利加214番地1
退任	同 16. 2.13	理事	橋場 勇	同 字洲本120番地126
同	同	同	面谷 國男	同 字伏古45番地88
同	同	同	川越 慎治	同 字恵岱別1819番地
同	同	同	能祖 薫	同 字尾白利加16番地332
同	同	同	面川 俊博	同 字中島63番地180
同	同	同	香川 烈	同 字オシラリカ1番地150
同	同	監事	小林 茂	同 字満寿21番地339
同	同	同	佐々木 芳雄	同 字恵岱別1036番地11

北海道告示第351号

道営土地改良（生田地区農免農道整備）事業の工事を平成9年3月19日に完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成16年3月30日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第352号

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第6条第5項の規定に基づき、第2種常呂漁港の区域の欄を次のように改める。

その関係図面は、北海道水産林務部漁港漁村課及び北海道網走支庁に備え置いて縦覧に供する。

平成16年3月30日

北海道知事 高橋 はるみ

水	域	陸	域
常呂町字常呂696番西角に設置された標柱（原点）から252度30分に引いた線と道道常呂港線の海側線との交点をイ点とし、イ点から22度30分522メートルの地点（口点）に引いた線（イ線）、口点から120度1,039メートルの地点（八点）に引いた線、八点から216度30分602メートルの地点（二点）に引いた線（口線）及び陸岸により囲まれた海面	水域の欄に規定するイ線、同欄に規定する口線、同欄に規定する二点から314度30分に引いた線と町道常呂港線の海側線との交点をホ点とし、二点からホ点に引いた線、同欄に規定するイ点から道道常呂港線及び町道常呂港線の海側線に沿いホ点に至る線及び水際線により囲まれた地域		

北海道告示第353号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成16年3月30日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 保安林予定森林の所在場所 登別市鉱山町27の1地先（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 指定の目的 水源のかん養
- (3) 指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐は、択伐による。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2(1) 保安林予定森林の所在場所 増毛郡増毛町阿分252の3（次の図に示す部分に限る。）、940の2
- (2) 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- (3) 指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐は、択伐による。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 3(1) 保安林予定森林の所在場所 増毛郡増毛町別荘1761・1826（以上2筆国有林。次の図に示す部分に限る。）、1827（国有林）、586・1615の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- (2) 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- (3) 指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐は、択伐による。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

4(1) 保安林予定森林の所在場所 礼文郡礼文町大字船泊村字ヲチカフナイ266地先・755の1地先（以上2筆地先国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的 土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

5(1) 保安林予定森林の所在場所 沙流郡日高町字日高552の1・554（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的 土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

6(1) 保安林予定森林の所在場所 沙流郡平取町字二風谷97の2・98の1・98の3・100の1（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的 土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

7(1) 保安林予定森林の所在場所 沙流郡平取町本町135の5地先（国有林。次の図に示す部分に限る。）、135の5（次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的 土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

8(1) 保安林予定森林の所在場所 上川郡新得町字上佐幌618の1・785の75（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的 土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課並びに登別市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第354号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成16年3月30日

北海道知事 高橋 はるみ

1(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 亀田郡恵山町字日和山1の1（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 水源のかん養

道道大沼公園線 北海道函館土木現業所	亀田郡七飯町字大沼町781番2地先から 亀田郡七飯町字大沼町779番7地先まで	平成16. 3.31
道道大野大中山線 北海道函館土木現業所	亀田郡七飯町中島435番地先から 亀田郡七飯町中島164番1地先まで	同
道道抜海港線 北海道稚内土木現業所	稚内市ノシャップ2丁目957番11地先から 稚内市ノシャップ2丁目697番1地先まで	同 16. 3.30
道道稚咲内豊富停車場線 北海道稚内土木現業所	天塩郡豊富町字上サロベツ617番20地先から 天塩郡豊富町字上サロベツ1182番7地先まで	同
	天塩郡豊富町字上サロベツ1183番8地先から 天塩郡豊富町字上サロベツ1184番11地先まで	同
道道枝幸港線 北海道稚内土木現業所	枝幸郡枝幸町字幸町4383番5地先から枝幸郡枝幸町字幸町 117番2地先(道道ウエンナイ幌内保線交点)まで	同
道道北見枝幸停車場線 北海道稚内土木現業所	枝幸郡枝幸町字幸町832番地先から枝幸郡枝幸町字幸町481番 地先(道道ウエンナイ幌内保線交点)まで	同
道上徳志別乙忠別線 北海道稚内土木現業所	枝幸郡歌登町上徳志別235番1地先(道道美深中頓線交点) から枝幸郡歌登町上徳志別236番8地先まで	同
道道豊富浜頓別線 北海道稚内土木現業所	枝幸郡浜頓別町字オサツナイ国有林83林班し小班から 枝幸郡浜頓別町字オサツナイ国有林83林班し小班まで	同
道道上音標音標線 北海道稚内土木現業所	枝幸郡枝幸町上音標523番1地先から 枝幸郡枝幸町上音標1549番1地先まで	同
道道兵安上頓別停車場線 北海道稚内土木現業所	枝幸郡中頓別町字神崎129番1地先から枝幸郡中頓別町字上 頓別宗谷森林管理署2089林班ろ小班地先まで	同
道道美深中頓別線 北海道稚内土木現業所	枝幸郡中頓別町字兵安114林班お地先から 枝幸郡中頓別町字兵安114林班お地先まで	同
道道東瓜幕芽室線 北海道帯広土木現業所	河東郡音更町字上然別西9線115番地先から 河東郡鹿追町字上然別西10線113番2地先まで	同
	河東郡鹿追町字上然別西10線114番2地先から 河東郡鹿追町字上然別西11線18番17地先まで	同
	河東郡鹿追町字上然別西12線19番2地先から 河東郡鹿追町字上然別西12線19番12地先まで	同
道道音更新得線 北海道帯広土木現業所	河東郡鹿追町鹿追南1線7番17地先から 河東郡鹿追町鹿追基線8番3地先まで	同

北海道告示第356号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成16年3月30日

北海道知事 高橋 はるみ

1 道路の種類 道道

2 道路の路線名、縦覧場所及び区域

路線名及び縦覧場所	区	間	変更前後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との重複区間
森砂原線 北海道函館土木現業所	茅部郡森町字港町9番1地先から 茅部郡森町字尾白内町226番1地先まで		前	6.39mから 21.00mまで	361.51m	—
			後	12.01mから 34.24mまで	360.16m	—
八雲厚沢部線 北海道函館土木現業所	檜山郡厚沢部町字海野71番4地先から 檜山郡厚沢部町字上里277番2地先まで		前	6.90mから 29.00mまで	1,268.80m	—
			後	6.90mから 29.00mまで	1,268.80m	—
			後	15.00mから 38.00mまで	1,218.46m	—
小谷石渡島知内停車場線 北海道函館土木現業所	上磯郡知内町字涌元18番1地先から 上磯郡知内町字涌元60番1地先まで		前	10.50mから 37.30mまで	686.34m	—
			後	10.50mから 84.60mまで	686.34m	—
奥尻島線 北海道函館土木現業所	奥尻郡奥尻町字松江国有林檜山森林管理 署2383林班い小班地先(海浜地)から奥 尻郡奥尻町字松江国有林檜山森林管理署 2383林班い小班地先(海浜地)まで		前	3.55mから 8.47mまで	658.60m	—
			後	10.42mから 63.08mまで	650.19m	—
			前	11.12mから 16.69mまで	532.00m	—
			後	11.12mから 34.08mまで	532.00m	—
達布小平町線 北海道留萌土木現業所	留萌郡小平町字本郷70番1地先から 留萌郡小平町字本郷118番9地先まで		前	15.50mから 24.00mまで	135.00m	道道幌糠小平停車 場線重複29.00m
			後	15.50mから 40.00mまで	103.20m	道道幌糠小平停車 場線重複7.50m
奥尻島線 北海道函館土木現業所	奥尻郡奥尻町字球浦51番地先(海浜地) から奥尻郡奥尻町字奥尻国有林檜山森林 管理署2474林班へ小班地先(海浜地)ま で		前	7.92mから 91.32mまで	947.83m	—
			後	10.85mから 48.79mまで	946.18m	—
北檜山大成線 北海道函館土木現業所	久遠郡大成町字太田122番1地先から久 遠郡大成町字太田国有林檜山森林管理署 1017林班い小班地先(国有未開地)まで		前	9.00mから 118.39mまで	817.82m	—
			後	12.82mから 118.39mまで	810.27m	—

北海道告示第357号

昭和50年北海道告示第1935号(開発登録簿閲覧所の設置及び閲覧規則の決定)の一部を次のように改正し、平成16年4月1日から施行する。

平成16年3月30日

北海道知事 高橋 はるみ

1 閲覧場所の事項中	「幕別町開発登録簿閲覧所	幕別町本町130	幕別町建設部都市計画課内	を
「幕別町開発登録簿閲覧所	幕別町本町130番地	幕別町建設部都市計画課内		
森町開発登録簿閲覧所	森町字御幸町144番地の1	森町建設課内		
長万部町開発登録簿閲覧所	長万部町字長万部453番地1	長万部町建設課内		に改める。
美瑛町開発登録簿閲覧所	美瑛町本町4丁目6番1号	美瑛町都市建設課内		」

支 庁 告 示

北海道上川支庁告示第10号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第2項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成16年3月30日

北海道上川支庁長 青 木 次 郎

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 空知郡中富良野町西町4番1、4番10
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 空知郡中富良野町本町9番1号 中富良野町長 四方 昌夫
- 3 開発許可年月日及び番号 平成14年5月30日 上建設第14 - 5号

道立札幌肢体不自由児総合療育センター告示

北海道立札幌肢体不自由児総合療育センター告示第3号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成16年3月30日

北海道立札幌肢体不自由児総合療育センター院長 津 川 敏

- 1 資格及び調達をする役務の種類
平成16年度において北海道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする役務の種類は、(3)に定めるものとする。

- (1) 契 約 平成16年3月30日に一般競争入札の公告を行う北海道立札幌肢体不自由児総合療育センターの複写サービスの供給に係る契約
- (2) 資 格 北海道立札幌肢体不自由児総合療育センターの複写サービスの供給の資格（以下「資格」という。）
- (3) 役 務 の 種 類 北海道立札幌肢体不自由児総合療育センターの複写サービスの供給

2 資 格 要 件

次のいずれにも該当すること。

- (1) 政令第167条の4第1項に規定する者（未成年者、被補佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。
- (2) 政令第167条の4第2項により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (4) 道税を滞納してないこと。
- (5) 平成16年3月30日において引き続き2年以上その事業を営んでいること。
- (6) 北海道立札幌肢体不自由児総合療育センターの複写サービスの供給に関し、供給する複写機及びその附属品の迅速な点検、調整並びに消耗品の供給体制が整備されていることを証明した者であること。
- (7) 当該調達役務に関し、要求仕様書に記載の複写機要件等を満たしていることを証明した者であること。
- (8) 平成16年1月1日現在、本店又は営業所等の事業所を北海道内に有していること。

3 資 格 要 件 の 特 例

中小企業等協同組合法第3条（昭和24年法律第181号）に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、2の(5)に掲げる資格の資格要件は、適用しない。

- (1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。
- (2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

4 資格審査の申請の時期及び方法

- (1) 申 請 の 時 期 平成16年3月30日（火）から4月9日（金）まで
- (2) 申 請 の 方 法 提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
- (3) 申請書類の提出先 郵便番号 006 - 0041 札幌市手稲区金山1条1丁目2番2号

北海道立札幌肢体不自由児総合療育センター庶務課

5 資格審査の再申請

(1) 次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により小計したもの

イ 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの

ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

(2) 再申請の方法

再申請を仕様とする者は、4の(2)の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。

(2) 資格は1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。

7 資格の喪失

資格を有する者が2に規定する資格要件に該当しないこととなったときは、資格を失う。

北海道立札幌肢体不自由児総合療育センター告示第4号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成16年3月30日

北海道札幌肢体不自由児総合療育センター院長 津川 敏

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務の名称及び数量

北海道立札幌肢体不自由児総合療育センターの複写サービスの供給 一式

(2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書による。

(3) 契約期間 平成16年5月1日から平成17年3月31日まで。ただし、予算の範囲内で、平成19年4月30日を限度に当該期間を延長することがあり得る。

(4) 履行場所 北海道立札幌肢体不自由児総合療育センター

2 入札に参加する者に必要な資格

平成16年北海道立札幌肢体不自由児総合療育センター告示第3号に規定する北海道立札幌肢体不自由児総合療育センターの複写サービスの供給の資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

札幌市手稲区金山1条1丁目2番2号

北海道立札幌肢体不自由児総合療育センター庶務課

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市手稲区金山1条1丁目2番2号

北海道立札幌肢体不自由児総合療育センター大会議室

(2) 入札日時 平成16年4月16日（金）午前10時

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

入札保証金は、免除する。

6 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

7 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた各予定価格（単価）の範囲内の者であって、入札書記載の入札総価格（各入札価格（単価）のそれぞれの予定供給数量を乗じて得た額の合計額）が最低をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

8 契約書作成の要否
要

9 その他

(1) 開札の時に於いて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取り扱い
入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等抜き価格相当額（単価）とすること。

なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること（消費税等相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）。

10 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名称 北海道立札幌肢体不自由児総合療育センター庶務課

(2) 所在地 郵便番号 006 - 0041 札幌市手稲区金山1条1丁目2番2号

電話番号 011 - 682 - 1331 内線 135

(3) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

(4) この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。

(5) この入札の執行は、公開する。

(6) 詳細は、入札説明書による。

北海道立札幌肢体不自由児総合療育センター告示第5号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成16年3月30日

北海道立札幌肢体不自由児総合療育センター院長 津 川 敏

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務の名称及び数量

北海道立札幌肢体不自由児総合療育センター及び北海道手稲養護学校の消防用設備等
保守点検業務委託 一式

(2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書による。

(3) 契約期間 契約の締結日から平成17年3月31日まで

(4) 履行場所 北海道立札幌肢体不自由児総合療育センター及び北海道手稲
養護学校

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成15年北海道公報告示第17号又は平成16年北海道告示第5号に規定する庁舎等消防
設備保守点検の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 次の資格をもつ技術者を有していること。

ア 消防設備士 甲種第1類、甲種第4類、乙種第6類及び乙種第7類

イ 電気工事士

ウ 防火対象物点検資格者

なお、業務を安全・確実に実施するために、上記の資格を持つ者を含めて3人以上
の人員を従事させることができる。

(4) 平成16年1月1日現在、石狩支庁管内に本社を有していること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第
167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする
者はアからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうか
の審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成16年3月31日（水）から4月13日（火）まで

イ 申請の方法 提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
ない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 006 - 0041 札幌市手稲区金山1条1丁目2番2号
北海道立札幌肢体不自由児総合療育センター庶務課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

札幌市手稲区金山1条1丁目2番2号

北海道立札幌肢体不自由児総合療育センター庶務課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市手稲区金山1条1丁目2番2号

北海道立札幌肢体不自由児総合療育センター大会議室

(2) 入札日時 平成16年4月23日（金）午前10時

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税
（以下「等消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入
札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則（昭
和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定め
るところによる。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

8 郵便等による入札

郵便等又は電報による入札は、認めない。

9 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の範囲内で最低の価格をもって入
札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

10 契約書作成の要否

要

11 その他

(1) 開札の時に於いて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各
号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分5に相当する
額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨
てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税
事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分100に相当
する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道立札幌肢体不自由児総合療育センター庶務課
イ 所 在 地 郵便番号 006 - 0041 札幌市手稲区金山1条1丁目2番2号
電話番号 011 - 682 - 1331 内線 135

(4) この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。

(5) この入札の執行は、公開する。

(6) 詳細は、入札説明書による。

道教育庁石狩教育局告示

北海道教育庁石狩教育局告示第5号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成16年3月30日

北海道教育庁石狩教育局長 大内主計

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量（1月当たりの単価）

パーソナルコンピュータ 一式 42台×2校（職業科高等学校）

(2) 調達を要する物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。

(3) 契約期間 平成16年6月1日から平成17年3月31日まで。ただし、予算の範囲内で平成21年5月31日を限度に当該契約期間を延長することが有り得る。

(4) 納入期日 平成16年6月1日（火）

(5) 納入場所 北海道江別高等学校及び北海道当別高等学校

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成15年北海道告示第17号又は平成16年北海道告示第5号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されてい

ることを証明した者であること。

(4) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者はアからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成16年3月30日（火）から4月14日（水）まで

イ 申請の方法 提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060 - 8549 札幌市中央区北3条西7丁目
北海道教育庁石狩教育局企画総務課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

札幌市中央区北3条西7丁目 北海道教育庁石狩教育局企画総務課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館6階 北海道教育庁石狩教育局会議室（送付による場合は、郵便番号 060 - 8549 北海道教育庁石狩教育局企画総務課）

(2) 入札日時 平成16年5月10日（月）午前10時（送付による場合は、平成16年5月7日（金）までに必着のこと。）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

入札保証金は、免除する。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

8 落札者の決定方法

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 契約書作成の要否

要

10 そ の 他

- (1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札金額に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い
 - ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。
- (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 - ア 名 称 北海道教育庁石狩教育局企画総務課
 - イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8549 札幌市中央区北3条西7丁目
電話番号 011 - 231 - 4111 内線 34 - 515
- (4) 契約の手続において、使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (5) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。
- (6) この入札の執行は、公開する。
- (7) 詳細は、入札説明書による。

11 Summary

- A . Nature and quantity of the products to be procured :
Personal Computer 42 2 sets
- B . Bidding date and time :
10 : 00 A. M., May 10, 2004 (If mailed, bids must arrive no later than May 7)
- C . Contact
Accounting Division, General Affairs Department,
Ishikari District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education
Nishi 7, kita 3, Chuo-ku, Sapporo, Hokkaido, 060-8549, Japan
Phone : 011-231-4111 Extension 34-515

道 選 挙 管 理 委 員 会 告 示

北海道選挙管理委員会告示第36号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定に基づく政治団体の収入及び支出に関する報告書について、自由民主党北海道第二選挙区支部 会計責任者 長谷川 克之、自由民主党北海道参議院選挙区第一支部 会計責任者 松崎 耕治、ちば英守連合後援会 会計責任者 森竹 俊夫、北海道政允会 会計責任者 中谷 雅晴、自由民主党厚真支部 会計責任者 高田 守、自由民主党北海道第十一選挙区支部 会計責任者 小松 英次及び中川 昭一、羅臼後援会 会計責任者 中陳 勇一郎から訂正の報告があったので、同法第20条の規定に基づき、政治団体の収支報告書の要旨の公表（平成15年北海道選挙管理委員会告示第159号）の一部を次のとおり訂正する。

平成16年3月30日

北海道選挙管理委員会委員長 土 屋 良 三

1 . (1) の 表 中

96,077,494	13,914,335	を	97,157,494	12,834,335	に、
3,748,000			19,437,121 (3,698,000)	を	
4,828,000			20,517,121 (4,778,000)	に、	
11,195,637	395,637	10,800,000	10,957,162	238,475	を
17,954,637	395,637	17,559,000	16,689,919	1,264,718	に、
10,800,000	10,800,000		10,800,000		を
10,800,000	10,800,000		10,800,000	6,759,000	に、
		1,449,840	を		
5,732,757		7,182,597	に、		

「 4,089,840 」 を 「 9,822,597 」 に、

659,295	201,514	457,781	349,760	309,535	115,200
---------	---------	---------	---------	---------	---------

53 を 「 674,895 201,514 473,381 349,760 325,135 」 に、

130,800	60				
---------	----	--	--	--	--

「 133,179,700 33,706,436 99,473,264 98,682,974 34,496,726 」 を
「 145,696,565 46,222,692 99,473,873 93,182,974 52,513,591 」 に、
「 184,934 」 を 「 185,543 」 に、
「 5,606,500 88,142,299 (6,985,000) 」 を 「 106,500 82,642,299 (6,985,000) 」 に、
「 74,936 4,936 70,000 11,365 63,571 」 を
「 74,937 4,936 70,001 11,365 63,572 」 に、
「 1,365 10,000 」 を
「 1 1,365 10,000 」 に

改める。

1.(3)の表中

だんざか繁美と歩む会	その他の催物事業	255,000	を
だんざか繁美と歩む会	その他の催物事業	255,000	に改める。
ちば英守連合後援会	千葉英守札幌市議会議員 就任15周年記念パーティー	6,759,000	

1.(10)アの表中

事務局			
(政党)			

「 事務局 (政党) 」 を 「 事務局 (政党) 」 に改める。

自由民主党北海道参議院選挙区第一支部	建物
--------------------	----

札幌市厚別区	161.67㎡	7,717,500	H13.02.28
--------	---------	-----------	-----------

1.(10)イの表中

自由民主党北海道第十一選挙区支部	5,500,000	を
自由民主党北海道第十一選挙区支部	18,016,865	に改める。

1.(10)クの表中

北海道政允会	岩本 允	2,100,000	を
北海道政允会	岩本 允	1,900,000	に改める。

北海道選挙管理委員会告示第37号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定に基づく政治団体の収入及び支出に関する報告書について、みんなでサッポロ 会計責任者 三上 勇津から訂正の報告があったので、同法第20条の規定に基づき、政治団体の収支報告書の要旨の公表（平成15年北海道選挙管理委員会告示第160号）の一部を次のとおり訂正する。

平成16年3月30日

北海道選挙管理委員会委員長 土 屋 良 三

1.(1)の表中

3,889,364	1,319,745	4,990,631		6,310,376
9,000,000		3,521,438	552,320	4,937,711
5,490,031		10,188,271		

を「」に改める。

道北見方面公安委員会告示

北海道北見方面公安委員会告示第11号

警備業法（昭和47年法律第117号）第16条の2の規定により、次のとおり医師を指定した。
平成16年3月30日

北海道北見方面公安委員会委員長 磯 江 良 三

1 指定した医師の氏名並びに勤務する病院等の名称及び所在地

氏 名	病 院 等 の 名 称	病 院 等 の 所 在 地
嶋 田 進 一 郎	総合病院北見赤十字病院	北見市北6条東2丁目1番地
藤 田 一 清	潤 清 会 端 野 病 院	常呂郡端野町字1区666番地

2 指定年月日

平成16年3月17日

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第46号

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区（昭和43年北海道警察本部告示第23号）の一部を次のように改正し、平成16年4月1日から施行する。

平成16年3月30日

北海道警察本部長 芦 刈 勝 治

別表札幌方面小樽警察署の項中

手 宮		同 手宮1 丁目3番1号	同 梅ヶ枝町、末広町、手宮1丁目 から3丁目まで、錦町、豊川町、石山 町の一部（1番から35番まで）及び色 内3丁目
-----	--	-----------------	---

を

手 宮		同 手宮1 丁目3番1号	同 梅ヶ枝町、末広町、手宮1丁目 から3丁目まで、錦町、豊川町、石山 町の一部（1番から35番まで）、高島 1丁目から5丁目まで、祝津1丁目か ら4丁目まで及び赤岩1丁目から3丁 目まで
-----	--	-----------------	--

に、

色 内		同 色内1 丁目14番3号	同 色内1丁目及び2丁目、稲穂1 丁目、稲穂2丁目の一部（1番から9 番まで、11番及び13番並びに15番）、 稲穂3丁目の一部（1番から5番まで 及び11番から15番まで）、稲穂4丁目 の一部（1番から4番まで）、稲穂5 丁目の一部（1番から9番まで）、東 雲町、堺町並びに港町
花 園		同 花園3 丁目1番1号	同 花園1丁目から4丁目まで、花 園5丁目の一部（1番及び4番）、山 田町及び相生町

を

色 内		同 色内1 丁目14番3号	同 色内1丁目から3丁目、稲穂1 丁目、稲穂2丁目の一部（1番から9 番まで、11番及び13番並びに15番）、 稲穂3丁目の一部（1番から5番まで 及び11番から15番まで）、稲穂4丁目 の一部（1番から4番まで）、稲穂5 丁目の一部（1番から9番まで）及び 港町
花 園		同 花園3 丁目1番1号	同 花園1丁目から4丁目まで、花 園5丁目の一部（1番及び4番）、山 田町、相生町、東雲町及び堺町

に、

入 船			同 入船2 丁目11番8号	同 入船2丁目から5丁目まで、住 ノ江2丁目、花園5丁目の一部（5番 から10番まで）並びに松ケ枝1丁目及 び2丁目の一部（5番から22番まで）
若 松			同 若松1 丁目9番9号	同 新富町、信香町、住吉町、有幌 町、奥沢1丁目、住ノ江及び入船の1 丁目、真栄及び若松の1丁目及び2丁 目並びに潮見台1丁目の一部（1番か ら9番まで及び18番から23番まで）及 び2丁目から4丁目まで
築 港			同 築港1 番3号	同 若竹町、築港、潮見台1丁目の 一部（10番から17番まで）及び勝納町

を

入 船			同 入船2 丁目11番8号	同 入船1丁目から5丁目まで、花 園5丁目の一部（5番から10番まで） 並びに松ケ枝1丁目及び2丁目の一部 （5番から22番まで）
若 松			同 若松1 丁目9番9号	同 新富町、信香町、住吉町、有幌 町、奥沢1丁目から5丁目まで、天神 1丁目から4丁目まで並びに住ノ江、 真栄及び若松の1丁目及び2丁目
築 港			同 築港1 番3号	同 若竹町、築港、勝納町及び潮見 台1丁目から4丁目まで

に、

同			奥 沢	同 奥沢3 丁目22番8号	同 奥沢2丁目から5丁目まで及び 天神1丁目から4丁目まで
同	銭 函			同 見晴町 8番3号	同 銭函1丁目から5丁目まで、星 野町、見晴町、桂岡町、張碓町及び春 香町
同	朝 里			同 新光1 丁目9番12号	同 朝里1丁目から4丁目まで、新 光1丁目から5丁目まで、新光町及び 朝里川温泉1丁目から3丁目まで

同			高 島	同 高島1 丁目8番1号	同 高島1丁目から5丁目まで
同			祝 津	同 祝津2 丁目207番地	同 祝津1丁目から4丁目まで
同			赤 岩	同 赤岩1 丁目10番11号	同 赤岩1丁目から3丁目まで

を

同	銭 函			同 見晴町 8番3号	同 銭函1丁目から5丁目まで、星 野町、見晴町、桂岡町、張碓町及び春 香町
同	朝 里			同 新光1 丁目9番12号	同 朝里1丁目から4丁目まで、新 光1丁目から5丁目まで、新光町及び 朝里川温泉1丁目から3丁目まで

に改める。

正 誤

平成16年3月11日（第1552号）

北海道告示第274号（道路の区域の変更及び供用の開始）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ 欄 行
111 左 27
誤 札幌岩見沢線
正 夕張岩見沢線

